

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	子ども家庭局

### I. 放課後児童健全育成事業の届出に関する手続

#### **1 手続の概要及び電子化の状況**

##### (1) 事業開始時

###### ① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を行うときは、あらかじめ、市町村長に届け出る必要がある。

###### ② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

##### (2) 事業変更時

###### ① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

##### (3) 事業廃止時

###### ① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、市町村長に届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 事業開始時
- (2) 事業変更時
- (3) 事業廃止時

政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、編集可能な様式をインターネットで入手できるようにすることや、記入例等を併せて公表すること、郵送・メール等で申請を受け付ける等の削減方策を示し、その活用を促す。

郵送・メール等での申請や様式の統一に当たっては、

- ・令和元年度中に自治体における手続の実態調査を行うとともに、標準様式の見直しの検討を行い、
- ・令和2年度に、調査結果を踏まえた対応及び標準様式の見直しの検討結果について、各自治体に周知する

こととなる。このため、見直し後の手続に係るコスト削減効果については、令和3年度のコスト計測で測ることとする。

なお、押印・電子証明の不要化については、デジタルガバメント実行計画に基づいて、2017年度末までに策定される押印見直しに関する方針や、2018年度に計画されている、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しを踏まえ、検討する。

以上の削減方策による削減効果は約20%の見通しである。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

基本計画の対象手続をコスト計測対象とするもの。

### 2. コスト計測の方法及び時期

#### ①測定方法

自治体等に対して、書類取得にかかる時間、申請書を記載する時間、書類を提出するためにかかる時間をヒアリングする。

#### ②測定時期

放課後児童クラブの新規申請が増えると考えられる年度末を予定。

## Ⅱ. 保育所等の設置認可等に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 保育所等の認可申請

##### ① 手続の概要

民間事業者が、保育所を設置する際には都道府県知事（指定都市又は中核市にあつては当該市の長）の認可を得ることとなっており、また、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）を行う際には市町村長の認可を得ることとなっている。

名称、種類、位置、建物の規模・構造等の厚生労働省令で定める事項のほか、必要な書類は認可主体である各自治体で判断している。

##### ② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

#### (2) 保育所等の廃止の承認の申請

##### ① 手続の概要

民間事業者が、保育所を廃止（休止を含む。以下同じ。）する際には都道府県知事の承認を得ることとなっており、また、家庭的保育事業等を廃止する際には市町村長の承認を得ることとなっている。

廃止の理由や現に保育を受けている児童に対する措置等の厚生労働省令で定める事項のほか、必要な書類は認可主体である各自治体で判断している。

##### ② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

#### (3) 認可外保育施設の設置等の届出

##### ① 手続の概要

民間事業者が、認可外保育施設を設置する際には都道府県知事（指定都市又は中核市にあつては当該市の長）に届け出ることとなっている。また、当該施設を廃止する際にもその旨を都道府県知事に届け出ることとなっている。

設置する場合には、施設の名称及び所在地、建物その他の設備の規模・構造等の厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。一方、廃止する場合には、廃止の理由の通知で定める事項を届け出なければならない。また、設置又は廃止若しくは休止の際に提出する様式は厚生労働省が通知で示している。

##### ② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

（1）保育所等の認可申請 政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進するとともに、申請様式の標準的様式を示し、その活用を促す。

申請の方法や様式は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため、郵送・メール等での申請や様式の統一、提出書類・情報のスリム化に当たっては、

・令和元年度中に

①自治体や事業者への実態調査を行うとともに、標準的な申請様式の作成など、コスト削減に向けた方法を検討、

③実態調査及び検討の結果について、各自治体に方針を通知

・令和2年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は令和3年度に行う。

なお、押印・電子証明の不要化については、デジタルガバメント実行計画に基づいて、2017年度末までに策定される押印見直しに関する方針や、2018年度に計画されている、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しを踏まえ、検討する。

以上の削減方策による削減効果は約22%の見通しである。

### （2）保育所等の廃止の承認の申請

政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進するとともに、申請様式の標準的様式を示し、その活用を促す。

申請の方法や様式は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため、郵送・メール等での申請推進や様式の統一、提出書類・情報のスリム化に当たっては、

①令和元年度中に複数自治体の申請様式を参考に、標準的様式を検討し、運用の実態把握に取り組み、

②実態把握に基づき、各自治体に方針を通知

・令和2年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は令和3年度に行う。

なお、押印・電子証明の不要化については、デジタルガバメント実行計画に基づいて、2017年度末までに策定される押印見直しに関する方針や、2018年度に計画されている、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しを踏まえ、検討する。

### （3）認可外保育施設の設置等の届出

政府としてはコスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進する（標準的様式は既に示している。）。申請の方法は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため、郵送・メール等での申請、提出書類・情報のスリム化に当たっては、

・令和元年度中に各自治体に方針を通知、各自治体は当該通知を踏まえ、施行規則の改正等を行い、

・令和2年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は令和3年度に行う。

なお、押印・電子証明の不要化については、デジタルガバメント実行計画に基づいて、2017年度末までに策定される押印見直しに関する方針や、2018年度に計画されている、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しを踏まえ、検討する。

### **3 コスト計測**

#### **1. 選定理由**

基本計画の対象手続をコスト計測対象とするもの。

#### **2. コスト計測の方法及び時期**

- 現状のコスト（待機児童が発生している複数自治体と大手保育事業者に対して平成29年6月時点でヒアリングした結果を基に標準モデルとして作成）
  - ①申請書類作成時間・・・約2,400分（1週間程度）
  - ②自治体への書類提出（移動時間・待ち時間等）・・・約200分
  
- 取り組みの計測方法・時期
  - ①測定方法
    - ・国が通知した方法に沿って申請を受け付けている自治体等に対して、書類作成にかかる時間、届出に要した時間等について実態調査を行う。
    - ・認可申請の際の申請届出書の再提出にかかる時間について、事業者等に対し、ヒアリング及び実態調査を行う。
  - ②測定時期
    - 時期は、認可申請が特に多い12月～2月中を想定